

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年3月24日

月 曜 日

号 外

目次

目	次
公安委員会規則	
○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
公安委員会規程	
○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程	33

規則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

富山県公安委員会規則第2号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同項第7号中「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「免許証」を「免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 法第95条の2第1項に規定する免許を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）のいずれをも有しないものの特定免許情報の記録の申請
- (5) 法第95条の2第1項、第4項、第10項又は第11項に規定するもののうち、他の手続きと同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更申請

(6) 法第95条の5第3項に規定する本籍オンライン変更のための署名用電子証明書の提出及び住所変更等ワンストップサービスのための利用同意の申請

第27条第3項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第7項中「第94条第1項」の次に「及び法第95条の5第2項」を加え、「記載事項」を「記載事項又はマイナ免許証のみを保有する場合」に改める。

第28条第1項第2号の3の次に次の1号を加える。

(2)の4 他の手続きと同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更申請、本籍オンライン変更のための署名用電子証明書の提出及び住所変更等ワンストップサービスのための利用同意 休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後3時まで、日曜日は午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分までとする。

第28条第1項第3号中「免許証」を「免許証等」に改め、同号の表を次のように改める。

申請場所の区分	運転者区分	日及び時間
運転免許センター	優良運転者	ア 月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで イ 日曜日の午前8時から午前9時30分まで及び午後1時から午後2時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで
	一般運転者	ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで イ 日曜日の午前9時から午前9時30分まで及び午後1時30分から午後2時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30

	分まで及び午後 1 時から午後 1 時40 分まで
免許を受けている期間が 5 年未満で免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 40 日前を起算日とする過去 5 年間に無事故無違反の者又は軽微な違反行為を 1 回の者（以下「初回更新者」という。）	ア 月曜日から木曜日までの午前 9 時から午前 9 時30分まで及び午後 1 時10分から午後 1 時40分まで イ 日曜日の午後 0 時30分から午後 1 時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前 8 時30分から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 1 時40分まで
違反運転者（初回更新者を除く。）	ア 月曜日から木曜日までの午前 9 時から午前 9 時30分まで及び午後 1 時10分から午後 1 時40分まで イ 日曜日の午後 0 時30分から午後 1 時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前 8 時30分から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 1 時40分まで
高齢運転者	ア 月曜日から木曜日までの午前 8 時30分から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 1 時40分まで イ 日曜日の午前 8 時から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 2 時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前 8 時30分から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 1 時40分まで

高岡運転免許更新センター	優良運転者	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前10時30分から午前11時まで及び午後2時から午後2時30分まで
	一般運転者	月曜日から金曜日までの午前10時から午前10時30分まで及び午後2時30分から午後3時まで
第27条第2項で公安委員会が指定する警察署	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

第28条第1項第5号中「免許証」を「免許証等」に、「再交付」を「亡失、滅失、汚損若しくは破損に係る免許証の再交付又は特定免許情報の記録（以下「再交付等」という。）」に改める。

第28条第2項中「日曜日の午前10時から午後0時」を「日曜日の午前10時から午前11時30分」に改め、同条第4項中「同条第1項第6号」を「同条第1項第8号」に、「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に、「免許証の再交付」を「免許証等の再交付等」に改め、同条第5項中「同条第1項第6号」を「同条第1項第8号」に、「免許証」を「免許証等」に改める。

第38条中「免許証」を「免許証等」に改める。

第39条の見出しを「（免許証等の交付又は記録）」に改め、同条第1項中「法第92条第1項」を「法第92条第1項、法第95条の2第6項又は法第95条の5第1項」に、「免許証」を「免許証等」に、「運転免許センター長が交付」を「運転免許センター長が交付、記録又は書換え」に、「交付する」を「に行う」に改め、同条第2項中「免許証」を「免許証等」に、「運転免許センター長が交付」を「運転免許センター長が交付又は書換え」に、「交付する」を「行う」に改め、同条第3項中「免許証」を「免許証等」に、「交付」を「交付、記録又は書換え」に改め、同条第4項中「再交付免許証」を「再交付等免許証等」に、「運転免許センター長が交付」を「運転免許センター長が交付又は記録」に、「交付する」を「行う」に改める。

第39条の2中「新規（併記）免許証の交付」を「新規（併記）免許証の交付又は第95条の2第5項若しくは第6項の記録」に、「免許証交付手数料」を「免許証交付又は特定免許情報の記録手数料」に改める。

第40条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「第94条第1項」を「第94条第1項又は第95条の5第2項」に改める。

第41条を次のように改める。

（免許証等の再交付等）

第41条 法第94条第2項又は法第95条の2第1項に規定する再交付等を申請しようとする者は、運転免許証再交付申請書（様式第24号の3）に府令第21条第6項に定める書類及び申請用写真を添付し公安委員会に提出しなければならない。ただし、法第94条第2項に規定する亡失又は滅失以外の場合及び府令第21条第1項の規定により再交付等を申請する場合は、申請用写真の添付を要しない。

なお、次表に定める場合はその申請書を使用することとし、写真を要しない。

亡失時の 保有状況	亡失 対象	申請する 保有状況	再交付等に必要な申請書 ／発見を機に保有する場合の申出書
免許証 マイナ免許証	免許証	マイナ免許証	免許保有状況変更申出書（紛失時） ／免許保有状況変更申出書（発見時）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	免許証	免許保有状況変更申出書（紛失時） ／免許保有状況変更申出書（発見時）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書
マイナ免許証	マイナ免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書
マイナ免許証	マイナ免許証	免許証 マイナ免許証	特定免許情報記録申請書

2 前項の規定により再交付等を申請する者は、前項の申請書等の裏面に県手数料条例第3条に規定する手数料の額の県証紙を貼付して申請しなければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

（免許保有状況の変更）

第41条の2 法第95条の2第1項、第4項、第10項又は第11項に規定する者のうち、他の手続きと同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更を申請しようとするものは、次表に定める申請書を使用することとし、申請用写真の添付を要しない。

なお、申請にあたっては、現に保有するマイナ免許証若しくは免許証又はその両方を提示しなければならない。

申請時の 保有状況	変更申請する 保有状況	保有状況変更に必要な申請書
免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）
免許証	免許証 マイナ免許証	特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）
免許証 マイナ免許証	免許証	免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の4）
マイナ免許証	免許証	運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）
マイナ免許証	免許証 マイナ免許証	運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）

2 前項の規定により免許保有状況の変更を申請する者は、前項の申請書等の裏面に県手数料条例第3条に規定する手数料の額の県証紙を貼付して申請しなければならない。

第42条第1項第2号及び第3号中「免許証」を「免許証等」に改め、同項第4号中「第92条の2」を「第95条の6」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項第6号中「免許証」を「免許証等」に改め、同項第8号中「優良運転者」を「優良運転者又は一般運転者」に改め、同項第9号中「免許証」を「免許証等」に改める。

第43条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第1項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第2項中「第107条第3項又は法第109条第1項の規定により現に受けている免許証を保管されているため、」を「第106条の3第4項に規定する免許証の提出により」に改め、「引替え」を「引換え」に改め、同条第3項中「規定する免許証」を「規定する免許証等」に改め、同条第4項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「第3条に規定する運転免許証更新」を「第3条に規定する運転免許証等」に改める。

第43条の2の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第1項中「通知書」を削り、「第29条の2の2」を「第29条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「及び適性検査結果通知書・講習済通知書（以下「適性検査結果通知書等」という。）の送付を受けたとき」を「の内容及び適性検査の結果の通知を受けたときは」に、「適性検査結果通知書等の記載内容」を「適性検査」に、「当該免許証の更新

を行うものとする」を「適性検査を行わないものとする」に改め、同条第3項中「適性検査結果通知書等の記載内容」を「適性検査の結果の通知」に改める。

第44条の2第1項中「免許証」を「免許証等」に改める。

第44条の3第2項中「政令第39条の2の2」を「令第39条の2の3」に改め、同条第3項中「第6号」を「第8号」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第44条の4の見出し中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改め、同条第1項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に、「運転経歴証明書」を「申請取消に係る運転経歴証明書又は同条第3項に規定する運転経歴情報の個人番号カードへの記録」に改め、同条第2項中「第105条第2項」を「第105条の2第1項」に、「運転経歴証明書」を「免許が失効した者に係る運転経歴証明書の交付又は同条第3項に規定する運転経歴情報の記録」に改め、同条第4項中「第30条の12」を「第30条の10」に改め、同条第5項中「運転経歴証明書の交付」を「運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録」に、「運転経歴証明書を亡失」を「運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードを亡失」に、「ときなど府令第30条の13第1項各号に該当する」を「などの」に改め、「、同条第2項の定めにより」を削り、「申請用写真」を「府令第30条の8第3項各号に定める書類及び申請用写真」に、「再交付を」を「再交付等を」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「日曜日の午前10時から午後0時」を「日曜日の午前10時から午前11時30分」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第30条の14」を「第30条の12」に改め、同項の次に次の1項を加える。

7 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、府令第30条の16の規定により、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において、運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カードを市町村長に返納した場合は、この限りでない。

第44条の5第1項中「免許証の返納」を「免許証等の返納又は抹消」に改め、同条第3項中「提出」を「運転免許センターに提出」に、「午後2時から午後5時」を「午後1時30分から午後4時30分」に改める。

第45条第1項中「第107条第1項」を「第106条の3第1項、法第106条の4第

1項」に、「第30条の14」を「第30条の12第1項から第3項まで」に、「免許証」を「免許証等」に、「返納する」を「返納又は抹消する」に改める。

第49条第6項中「法第107条第3項及び第107条の10第2項の規定により提出した免許証の返還」を「法第106条の3第4項、第106条の4第1項第2号又は第107条の10第2項の規定により提出又は抹消した免許証等の返還又は記録」に改める。

第56条第1項中「指定して行う」を「指定して行う講習（以下「対面講習」という。）又は、法第101条第1項又は法第101の2の2第1項に規定する更新申請書を提出する前に令第43条第1項の表に規定する公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う講習（以下「オンライン講習」という。）とする」に改め、同条第2項中「前項の講習を受けようとする者」を「前項の対面講習を受けようとする者又はオンライン講習を受けた者」に、「適性検査結果・更新時講習受講結果通知書」を「適性検査結果・更新時講習受講結果」に、「受講の申出」を「提出」に改める。

第56条の6第1項中「法第97条の2第1項第5号」を「第5号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) (1)以外の者

第56条の対面講習と同一の講習

ただし、特定失効者又は特定取消処分者のうち、運転免許証更新申請書（様式第25号）を提出した日前1年以内に、府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する優良運転者に対する講習又は一般運転者に対する講習の受講対象者に該当して、オンライン講習を受講していた場合において、受講したオンライン講習の講習区分と、法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分が変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとする。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第27条及び第29条関係）

富山県公安委員会 殿		運転免許特別(受験)申請書															年 月 日																																																																																																																																																																																									
フリガナ																	TEL																																																																																																																																																																																									
氏 名																	生年月日 年 月 日 1 2																																																																																																																																																																																									
本籍(国籍)																	写真貼付 受験種目																																																																																																																																																																																									
住 所		富山県 市 郡															照合印																																																																																																																																																																																									
免許証番号																																																																																																																																																																																																										
受験免許		<table border="1"> <tr> <td>11</td><td>18</td><td>19</td><td>12</td><td>13</td><td>21</td><td>22</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>31</td><td>38</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td> </tr> <tr> <td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大特</td><td>小特</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td><td>原付</td> </tr> </table>															11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34	大型	中型	準中型	普通	大特	大特	小特	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付																																																																																																																																																												
11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34																																																																																																																																																																																												
大型	中型	準中型	普通	大特	大特	小特	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付																																																																																																																																																																																												
条件コード																																																																																																																																																																																																										
試験事項		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">裸 眼</th> <th colspan="3">矯正</th> <th colspan="2">視 力</th> <th colspan="2">視 野</th> <th colspan="2">深 視 力</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>第二種 大・中・小 けん引</th> <th>原 小 付 特</th> <th>その他</th> <th>第二種 大・中・小 けん引</th> <th>原 小 付 特</th> <th>その他</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>1 回</th> <th>2 回</th> </tr> <tr> <td>左</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td rowspan="3">通 否</td> <td rowspan="3">右</td> <td rowspan="3">度</td> <td rowspan="3">度</td> <td rowspan="3">度</td> <td rowspan="3">度</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>両眼</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">身体状況</td> <td colspan="13"> <table border="1"> <tr> <td>裸 眼</td> <td>矯正</td> <td>視 力</td> <td>視 野</td> <td>深 視 力</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>右</td> <td>左</td> <td>右</td> <td>平均</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">失効免許</td> <td colspan="15"> <table border="1"> <tr> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更時のみ</td> <td colspan="15"> <table border="1"> <tr> <td>旧氏名</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">失効年</td> <td colspan="15"> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">特定失効区分</th> <th colspan="4">やむを得ずの理由</th> <th colspan="2">外 免 有 ・ 無</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>病 気</td> <td>身体障害</td> <td>海 外</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>中国、6ヵ月以内のやむを得ず</td> <td>前年よりやむを得ず</td> <td>うっかり</td> <td>6ヵ月経過</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>															裸 眼			矯正			視 力		視 野		深 視 力		区分	第二種 大・中・小 けん引	原 小 付 特	その他	第二種 大・中・小 けん引	原 小 付 特	その他	左	右	左	右	1 回	2 回	左	0.5	0.1	0.3	0.5	0.1	0.3	通 否	右	度	度	度	度	右	0.5	0.1	0.3	0.5	0.1	0.3	両眼	0.8	0.5	0.7	0.8	0.5	0.7	身体状況		<table border="1"> <tr> <td>裸 眼</td> <td>矯正</td> <td>視 力</td> <td>視 野</td> <td>深 視 力</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>右</td> <td>左</td> <td>右</td> <td>平均</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> </tr> </table>													裸 眼	矯正	視 力	視 野	深 視 力	左	右	左	右	平均	度	度	度	度	度	失効免許		<table border="1"> <tr> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> </tr> </table>															交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日	照会番号	照会番号	照会番号	照会番号	照会番号	変更時のみ		<table border="1"> <tr> <td>旧氏名</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> </tr> </table>															旧氏名	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日	旧住所	旧住所	旧住所	旧住所	旧住所	失効年		<table border="1"> <tr> <th colspan="5">特定失効区分</th> <th colspan="4">やむを得ずの理由</th> <th colspan="2">外 免 有 ・ 無</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>病 気</td> <td>身体障害</td> <td>海 外</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>中国、6ヵ月以内のやむを得ず</td> <td>前年よりやむを得ず</td> <td>うっかり</td> <td>6ヵ月経過</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>															特定失効区分					やむを得ずの理由				外 免 有 ・ 無		①	②	③	④	⑤	病 気	身体障害	海 外	その他			中国、6ヵ月以内のやむを得ず	前年よりやむを得ず	うっかり	6ヵ月経過							
裸 眼			矯正			視 力		視 野		深 視 力																																																																																																																																																																																																
区分	第二種 大・中・小 けん引	原 小 付 特	その他	第二種 大・中・小 けん引	原 小 付 特	その他	左	右	左	右	1 回	2 回																																																																																																																																																																																														
左	0.5	0.1	0.3	0.5	0.1	0.3	通 否	右	度	度	度	度																																																																																																																																																																																														
右	0.5	0.1	0.3	0.5	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																				
両眼	0.8	0.5	0.7	0.8	0.5	0.7																																																																																																																																																																																																				
身体状況		<table border="1"> <tr> <td>裸 眼</td> <td>矯正</td> <td>視 力</td> <td>視 野</td> <td>深 視 力</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>右</td> <td>左</td> <td>右</td> <td>平均</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> <td>度</td> </tr> </table>													裸 眼	矯正	視 力	視 野	深 視 力	左	右	左	右	平均	度	度	度	度	度																																																																																																																																																																													
裸 眼	矯正	視 力	視 野	深 視 力																																																																																																																																																																																																						
左	右	左	右	平均																																																																																																																																																																																																						
度	度	度	度	度																																																																																																																																																																																																						
失効免許		<table border="1"> <tr> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> <td>照会番号</td> </tr> </table>															交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日	照会番号	照会番号	照会番号	照会番号	照会番号																																																																																																																																																																																
交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日	交付年月日																																																																																																																																																																																																						
照会番号	照会番号	照会番号	照会番号	照会番号																																																																																																																																																																																																						
変更時のみ		<table border="1"> <tr> <td>旧氏名</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> <td>旧生年月日</td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> <td>旧住所</td> </tr> </table>															旧氏名	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日	旧住所	旧住所	旧住所	旧住所	旧住所																																																																																																																																																																																
旧氏名	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日	旧生年月日																																																																																																																																																																																																						
旧住所	旧住所	旧住所	旧住所	旧住所																																																																																																																																																																																																						
失効年		<table border="1"> <tr> <th colspan="5">特定失効区分</th> <th colspan="4">やむを得ずの理由</th> <th colspan="2">外 免 有 ・ 無</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>病 気</td> <td>身体障害</td> <td>海 外</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>中国、6ヵ月以内のやむを得ず</td> <td>前年よりやむを得ず</td> <td>うっかり</td> <td>6ヵ月経過</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>															特定失効区分					やむを得ずの理由				外 免 有 ・ 無		①	②	③	④	⑤	病 気	身体障害	海 外	その他			中国、6ヵ月以内のやむを得ず	前年よりやむを得ず	うっかり	6ヵ月経過																																																																																																																																																																
特定失効区分					やむを得ずの理由				外 免 有 ・ 無																																																																																																																																																																																																	
①	②	③	④	⑤	病 気	身体障害	海 外	その他																																																																																																																																																																																																		
中国、6ヵ月以内のやむを得ず	前年よりやむを得ず	うっかり	6ヵ月経過																																																																																																																																																																																																							

この申請書は、コンピュータ処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

(裏面)

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | |
|---|--|
| 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | ☐ はい ☐ いいえ |

富山県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は、手続きができません。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第40条、第44条の4 関係）

記 載 事 項 変 更 届

富山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ			届 出 日
氏 名			年 月 日
届 出 者 (代理人申請の場合)	続柄	電話番号	

記載事項変更	フリガナ			新 生 年 月 日
	新 氏 名			年 月 日
	新 本 籍 (国籍)			
	新 住 所			
確 認 書 類 住 民 票・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他()				
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の 記録等年月日	年 月 日
記録等公安委員会		公安委員会	免許情報記録の 有効期限の末日	年 月 日

受 理 場 所		
処理欄		
申請前：免許証・マイナ		
IC未済	窓口担当	最終確認

※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第43条関係）

運転免許証更新申請書
(兼講習受講申込書)

富山県公安委員会 殿

番号

写真貼付欄

※本線の枠内に記入してください。

確認書類
住民票・住民票添付・郵便物・保険証・マイナンバーカード、その他（

資料区分	更新	特例等	同時	申請日	年	月	日
	36	32	59				

フリガナ	電話番号
氏 名	

暗証番号① (数字を記入)	暗証番号② (数字を記入)	暗証番号③ (数字を記入)
------------------	------------------	------------------

※暗証番号は免許証を保護するものです。

記載事項変更	フリガナ	新生年月日		受理場所
	新氏名	年 月 日		
	新本籍			
	新住所			

視 力				検査印 ・ ・	条 件	
裸 眼	左	右	両			
眼鏡	コンタクト	左	右			両
視野・深視力	適・否	聴力	適・否			

免許AP搭載結果	オンライン講習	オンライン講習照会
マイナの効力	有効 ・ 失効	マイナ免許証紛失等の事情の有無
免許情報記録の番号	第 号	特定免許情報の記録等年月日
記録等公安委員会	公安委員会	免許情報記録の有効期限の末日

申請前：免許証・マイナ	申請後：免許証・マイナ	処理欄
-------------	-------------	-----

IC未済	窓口担当	最終確認
------	------	------

再区分	失区分
-----	-----

身体の状況

右 左

右 左

様式第25号（裏面）を削る。

様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3（第43条の2関係）

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書 （ 経 由 地 ） 年 月 日 公安委員会 殿	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号	

（運転免許証の写し）

--

住所地の県の手数料

（係員にお渡し下さい。）

暗証番号① (数字を記入)					暗証番号② (数字を記入)					暗証番号③ (数字を記入)				
------------------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

免許AP搭載結果		講習区分		オンライン講習		オンライン講習顔照合	
マイナの効力	有効 ・ 失効		マイナ免許証紛失等の事情の有無		有 ・ 無		
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の記録等年月日		年 月 日		
記録等公安委員会	公安委員会		免許情報記録の有効期限の末日		年 月 日		
経由地公安委員会への免許証返納の有無	有 ・ 無		経由地公安委員会における免許情報記録の書き換えの有無		年 月 日		

郵送希望 有 ・ 無

様式第25号の4を次のように改める。

様式第25号の4（第43条の2関係）

適性検査結果・更新時講習受講結果	
年 月 日	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

視 力					検査印
裸 眼		左	右	両	・ ・
眼 鏡	コンタクト	左	右	両	
視野・深視力		適・否	聴力	適・否	

更新時講習受講結果	
-----------	--

様式第26号の 7 を次のように改める。

様式第26号の 7 （第44条関係）

臨時適性検査受検申出書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 住所 申出者 氏名				
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会	公安委員会		
	免許証番号 又は免許情報記録番号	第	号	
	交 付 年 月 日	年	月	日
	有 効 期 限	年	月	日
	免許種別		免許の条件	
臨時適性検査 の 受検申出理由				

様式第26号の15を次のように改める。

様式第26号の15（第44条関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、下記のとおりあなたの
運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知
します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証番号 又は 免許情報記録番号	第 号 年 月 日 富山県公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第 103 条第 1 項第 号に該当しないこ とが明らかになったため

(裏面)

【住所などに変更がある方】

変 更 内 容	
新住所	
その他	
本人確認書類 ☐ 住民票 ☐ 郵便物 ☐ 保険証 ☐ その他()	

富山県公安委員会 殿		運転経歴証明書交付申請書	
手数料 手数料 手数料		申請日	年 月 日
		番 号	
		郵 送	☐ あり ☐ なし

マイナの効力	有効 ・ 失効	マイナ免許証紛失等の事情の有無	有 ・ 無
免許情報記録の番号	第 号	特定免許情報の記録等年月日	年 月 日
記録等公安委員会	公安委員会	免許情報記録の有効期限の末日	年 月 日

暗証番号③ (数字を記入)				
------------------	--	--	--	--

【運転免許証を亡失されている方】

運 転 免 許 証 亡 失 状 況 申 立 書	
私は、下記の状況により、運転免許証を亡失しました。	
☐ なくした ☐ 盗難にあった ☐ その他()	
いつどこで	日付 年 月 日 (～ 年 月 日 の間)
	場所 (～ の間) ※まったくわからない場合は「不明」
本人確認書類 ☐ 保険証 ☐ マイナナンバーカード ☐ その他()	

様式第26号の20を次のように改める。

様式第26号の20（第44条の4関係）

運転経歴証明書（交付等・再交付）申請書

富山県公安委員会 殿

資料区分	36-B9	申請日	年 月 日
フリガナ			電話番号
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	

※太線の枠内に記入してください。

写真
貼付欄

記 載 事 項 変 更	フリガナ																																										
	氏 名																																										
	住 所																																										
	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女																																	
		2	3	4				1	2																																		
確 認 書 類		住民票・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他（ ）																																									
備 考																																											
マイナの効力		有効 ・ 失効		マイナ免許証紛失等の事情の有無		有 ・ 無																																					
免許情報記録の番号		第 号		特定免許情報の記録等年月日		年 月 日																																					
記録等公安委員会		公安委員会		免許情報記録の有効期限の末日		年 月 日																																					
暗証番号③ (数字を記入)																																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">受 理 場 所</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再交付理由</td> <td>亡失 1</td> <td>盗難 2</td> <td>焼失 3</td> </tr> <tr> <td>滅失 4</td> <td>汚損 5</td> <td>破損 6</td> </tr> <tr> <td>記変 7</td> <td>写真 8</td> <td>その他 9</td> </tr> </table>											受 理 場 所								再交付理由	亡失 1	盗難 2	焼失 3	滅失 4	汚損 5	破損 6	記変 7	写真 8	その他 9															
受 理 場 所																																											
再交付理由	亡失 1	盗難 2	焼失 3																																								
	滅失 4	汚損 5	破損 6																																								
	記変 7	写真 8	その他 9																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="11">処理欄</td> </tr> <tr> <td colspan="11">申請前：免許証・マイナ</td> </tr> <tr> <td colspan="11">申請後：経歴証明書・マイナ</td> </tr> </table>											処理欄											申請前：免許証・マイナ											申請後：経歴証明書・マイナ										
処理欄																																											
申請前：免許証・マイナ																																											
申請後：経歴証明書・マイナ																																											
登 録 番 号																																											
<table border="1"> <tr> <td>登録日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>窓口担当者</td> <td>最終確認</td> </tr> </table>											登録日	年 月 日	窓口担当者	最終確認																													
登録日	年 月 日																																										
窓口担当者	最終確認																																										

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第45号関係）

運 転 免 許 証 等 返 納 届			
富 山 県 公 安 委 員 会 殿		年 月 日	
届出者 氏 名		免許証等の名義人との関係（ ）	
連絡先			
対 象 (該当項目に☑)	☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 国外免許証 ☐ 免許情報記録（マイナンバーカード） ☐ 運転経歴情報（マイナンバーカード） ※ 記録抹消の場合は免許情報記録抹消届を併せて作成		
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
免許種別 (該当項目に☑)	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 準中型 ☐ 普通 ☐ 大特 ☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 小特 ☐ 原付 ☐ その他（ ）		
免許証 番号等	免許証番号、免許情報記録番号、運転経歴証明書番号又は運転経歴情報記録番号		
返納の 理 由 (該当項目に☑)	☐ 失効 有効年月日が土・日・祝日・年末年始の場合 は直後の平日		☐ 国外免許証の有効期限切れ 1年間
	☐ 紛失した免許証等の発見		☐ 国外免許証の有効期限内返納
	☐ 不要となった運転経歴証明書の返 納又は運転経歴情報の抹消		☐ 再試験に係る取消し
	☐ 死亡（死亡年月日を記載 年 月 日） 証明書類 ☐ 死亡診断書等 ☐ 死亡記事 ☐ 会葬礼状 ☐ その他（ ） ☐ 証明書類なし（死亡場所等状況を記載）		
☐ その他			
所 属		取扱者	チェック

注 死亡証明書類がない場合は、返納届者の身分証明書等をコピーする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号を次のように改める。

様式第29号（第47条関係）

		整理番号									
安全運転管理者講習受講申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 所属事業所の名称 所属事業所の所在地 安全運転管理者 ふりがな 氏 名 道路交通法第 108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受けたいので、手数料を添えて申し込みます。 <table border="1"> <tr> <td>講習種別</td> <td>安全運転管理者</td> </tr> <tr> <td>講習日時</td> <td>年 月 日 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>講習場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td> 富山県収入証紙 富山県収入証紙 富山県収入証紙 </td> </tr> </table>				講習種別	安全運転管理者	講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分	講習場所		手数料	富山県収入証紙 富山県収入証紙 富山県収入証紙
講習種別	安全運転管理者										
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分										
講習場所											
手数料	富山県収入証紙 富山県収入証紙 富山県収入証紙										
注 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。											

様式第29号の2を次のように改める。

様式第29号の2（第47条関係）

	整理番号	
--	------	--

副安全運転管理者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

所属事業所の名称

所属事業所の所在地

副安全運転管理者

氏 名

道路交通法第 108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受けたいので、手数料を添えて申し込みます。

講習種別	副安全運転管理者
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習場所	
手数料	富山県収入証紙 富山県収入証紙 富山県収入証紙

注 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号（第49条関係）

運転免許効力停止期間短縮通知書

第 号

（ ）

殿

道路交通法第 103条第10項の規定に基づき、運転免許の効力の
停止期間を 日短縮し、 年 月 日までと
したので通知します。

年 月 日

富山県警察本部長

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から翌日から起算して1年以内に経過したときは、当該審査請求することができません。
- 2 この処分について不服があるときには、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第36号の2を次のように改める。

様式第36号の2（第55条関係）

初心運転者講習受講申込書			年 月 日												
富山県公安委員会 殿															
申込者 住 所 氏 名															
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する初心運転者講習を受けたいので、通知手数料を添えて申し込みます。															
受 免 許 種 別	☐ 準中型 ☐ 普 通 ☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 原 付	免許証交付年月日													
		年 月 日													
免 許 証 番 号	第 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 号														
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号														
通 知 手 数 料 (富山県収入証紙)	<table><tr><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td></tr><tr><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td></tr></table>			富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙						
	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙												
富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙													
備 考															

- 備考 1 富山県手数料条例第 3 条に規定する講習手数料については、別途納入してください。
- 2 受講する免許種別の該当する□に✓印を付けてください。
- 3 「通知手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第55条関係）

初心運転者講習結果報告書								
富山県公安委員会 殿				年 月 日				
指定講習機関 管 理 者								
下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を 年 月 日に終了したので報告する。								
整 理 番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	講 習 の 種 類	免許証番号 免許情報記録番号	講 習 指 導 員 名	効 果 測 定 結 果	終 了 証 書 番 号
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原 付			優 良 可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原 付			優 良 可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原 付			優 良 可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原 付			優 良 可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原 付			優 良 可	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の2を次のように改める。

様式第38号の2（第56条の2関係）

高齢者講習受講申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申込者 住 所 氏 名 道路交通法第 108条の2 第1項第12号に規定する高齢者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。									
(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表) (運転免許証 裏) (ただし、裏面記載のある場合に限る。)									
受講者区分	☐ 高齢者講習 ☐ 臨時高齢者講習								
講習種別	☐ 四 輪 ☐ 大 特、二 輪、原 付、小 特								
※ 実 車 指 導	有 ・ 無								
※ 受 講 場 所									
講習手数料 (富山県収入証紙)	<table><tr><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td></tr><tr><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td></tr></table>			富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙							
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙							

様式第38号の3 (第56条の2関係)

年 月 日

申込者 住所
氏 名

(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表) (運転免許証 裏)
(ただし、裏面記載のある場合に限る。)

講習種別	☐ 四 輪 ☐ 大特、二輪、原付、小特		
※実車指導	有 ・ 無		
※受講場所			
手 数 料	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙
	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙

様式第38号の4を次のように改める。

様式第38号の4（第56条の3関係）

認知機能検査申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申込者 住 所 氏 名 下記の認知機能検査を申し込みしたいので、手数料を添えて申し込みます。					
(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表) (運転免許証 裏) (ただし、裏面記載のある場合に限る。)					
検査区分	☐ 更新時認知機能検査 ☐ 臨時認知機能検査 ☐ 任意				
※受検場所					
手数料 (富山県収入証紙)	<table><tr><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td></tr><tr><td>富 山 県 収 入 証 紙</td><td>富 山 県 収 入 証 紙</td></tr></table>	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙				
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙				

様式第38号の5を次のように改める。

様式第38号の5（第56条の4関係）

運転技能検査申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申込者 住 所 氏 名 道路交通法第 101条の4第3項に規定する運転技能検査を受検したいので、手数料を添えて申し込みます。			
(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表) (運転免許証 裏) (ただし、裏面記載のある場合に限る。)			
免許種別	☐ 第一種免許 ☐ 第二種免許		
※受検場所			
手 数 料	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙
	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙

様式第41号の 9 を次のように改める。

様式第41号の 9 （第56条の10関係）

若年運転者講習受講申込書															
年 月 日															
富山県公安委員会 殿															
申込者 住 所 氏 名															
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に規定する若年運転者講習を受けたいので、通知手数料を添えて申し込みます。															
免 許 種 別	第一種免許			第二種免許											
	☐ 大 型	☐ 中 型	☐ 準 中 型	☐ 普 通	☐ 大 特	☐ 大 自 二	☐ 普 自 二	☐ 小 特	☐ 原 付	☐ けん 引	☐ 大 型	☐ 中 型	☐ 普 通	☐ 大 特	☐ けん 引
免許証番号	第 号														
免許情報記録番号	第 号														
通知手数料 (富山県収入証紙)	富山県収入証紙					富山県収入証紙					富山県収入証紙				
	富山県収入証紙					富山県収入証紙					富山県収入証紙				
備 考															

- 備考 1 富山県手数料条例第 3 条に規定する講習手数料については、別途納入してください。
- 2 免許種別欄は、該当する□に✓印を付けてください。
- 3 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
- 4 「通知手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第41号の11を次のように改める。

様式第41号の11（第56条の10関係）

若年運転者講習結果報告書							
年 月 日							
富山県公安委員会 殿							
指定講習機関名 管 理 者							
下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。							
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	免許 の 種 類	免許証番号	免許情報 記録番号	講習指 導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

~~~~~

令和7年3月24日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

## 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第 137号を第 147号とし、第 104号から第 136号までを10号ずつ繰り下げ、同項第 103号中「第 107条」を「第 106条の3」に、「同条第3項の規定による免許証の提出の受理及び同条第4項」を「同条第3項の規定による特定免許情報の記録、免許証の交付を希望しない旨の申出の受理、同条第4項の規定による免許証の提出の受理及び同条第5項」に改め、同号を同項第 109号とし、同号の次に次の4号を加える。

110第 106条の 4 第 1 項の規定による免許情報記録の抹消及び同条第 2 項の規定による免許情報記録の書換え

111第 106条の 5 の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え

112第 106条の 6 の規定による免許情報記録の書換え

113第 107条の規定による更新をした旨を証する書面の交付

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第 102号を第 108号とし、第 101号を第 107号とし、同項第 100号中「、同条第3項」を「及び同条第3項」に改め、「、同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理及び同条第6項の規定による運転経歴証明書の交付並びに第 105条第2項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理及び交付」を削り、同号を同項第 105号とし、同号の

次に次の1号を加える。

106第 105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付に係る申請の受理、同条第2項の規定による運転経歴証明書の交付、同条第3項の規定による運転経歴情報の記録に係る申請の受理及び同条第4項の規定による運転経歴情報の記録

別表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項第99号中「第104条の3第4項」を「第104条の3第3項」に改め、「及び送付に係る免許証の受理並びに同条第5項の規定による免許証の返還」を削り、同号を同項第104号とし、同項中第98号を第103号とし、第95号から第97号までを5号ずつ繰り下げ、同項第94号中「第103条の2第4項」を「第103条の2第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「仮停止通知書及び免許証の送付」を「仮停止通知書の送付」に改め、同号を同項第99号とし、同項中第93号を第98号とし、第84号から第92号までを5号ずつ繰り下げ、第83号を第87号とし、同号の次に次の1号を加える。

88 第101条の4の2第1項の規定による免許証の交付、同条第2項の規定による免許証の交付を希望しない旨の申出の受理、同条第3項の規定による免許情報記録の書換え及び同条第4項の規定による経由地公安委員会における免許証の返納の受理

別表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項第82号中「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第86号とし、同項中第81号を第85号とし、第80号を第84号とし、第79号を第83号とし、同項第78号中「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第82号とし、同項第77号中「同条第2項」を「同条第3項の規定による免許情報記録の書換の申出の受理、同条第4項」に、「同条第3項の規定による住所地を管轄する公安委員会への適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付」を「同条第5項の規定による住所地を管轄する公安委員会への更新申請書の内容及び適性検査の結果の通知」に、「同条第4項の規定による住所地」を「同条第6項の規定による住所地」に、「及び同条第5項」を「及び同条第7項」に改め、同号を同項第81号とし、同項第76号中「免許証の更新」を「免許証等の更新及び同条第5項の規定による免許証及び免許情報記録の同時更新に係る申請の受理」に改め、同号を同項第80号とし、同項第75号中「免許証の更新」を「免許証又は免許情報記録

(以下「免許証等」という。)の更新、経由地公安委員会への免許情報記録の更新に係る通知、経由地公安委員会における免許情報記録の書換え並びに同条第 7 項の規定による免許証及び免許情報記録の同時更新に係る申請の受理」に改め、同号を同項第 79 号とし、同項中第 74 号を第 78 号とし、第 64 号から第 73 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 63 号の次に次の 4 号を加える。

64 第 95 条の 2 第 1 項の規定による特定免許情報の記録に係る申請の受理、同条第 3 項の規定による特定免許情報の記録、同条第 4 項の規定による免許証の返納、同条第 5 項の規定による特定免許情報の記録に係る申請の受理、同条第 6 項の規定による免許証の交付を希望しない旨に係る申出の受理、同条第 10 項の規定による免許情報記録の抹消及び同条第 11 項の規定による免許証の交付に係る申請の受理

65 第 95 条の 3 の規定による免許情報記録の書換えや電磁的方法による記録

66 第 95 条の 4 第 1 項の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え及び同条第 2 項の規定による免許証への記載と特定免許情報の記録

67 第 95 条の 5 第 1 項の規定による免許情報記録の書換え、同条第 2 項の規定による免許情報記録個人番号カードの記載事項の変更に係る届出の受理、同条第 3 項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書を送信する措置及び第 4 項の規定による公安委員会への通報の受理

別表道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の項第 13 号中「第 24 条第 7 項」を「第 24 条第 11 項」に、「同条第 8 項」を「同条第 12 項」に改め、同項第 25 号中「第 30 条の 12」を「第 30 条の 10」に改め、同項第 26 号中「第 30 条の 13」を「第 30 条の 11」に改める。

別表道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の項中第 38 号を第 43 号とし、第 32 号から第 37 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 31 号を第 35 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

36 第 38 条第 11 項第 3 号の規定によるオンライン講習の受講確認

別表道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の項第 30 号中「第 37 条の 2」を「第 37 条の 2 の 2」に改め、同号を同項第 34 号とし、同項中第 29 号を第 33 号とし、第 28 号を第 32 号とし、同項第 27 号中「第 30 条の 14」を「第 30 条の 12」に改め、同号

の次に次の4号を加える

28 第30条の14第1項の規定による運転経歴情報の記録

29 第30条の15第1項の規定による運転経歴情報の住所等の変更に係る届出の受理

30 第30条の16第1項及び第2項の規定による運転経歴情報の抹消

31 第31条の4の5の規定による免許情報記録の書換え

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項第24号中「障害者等から」を「相談者からの」に、「又は免許証」を「及び免許証又は免許情報記録」に改める。

## 附 則

この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表道路交通法施行規則の項第13号の規定は、令和7年4月1日から施行する。